

須崎市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、令和 2 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が、須崎市長、須崎市教育長、須崎市農業委員会会長からあったので、下記のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 21 日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 高 橋 祐 平

記

<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px;"> << 農業委員会事務局 >> </div>	
結果区分	「指摘事項」
監 査 結 果	
<p>1. 議事録の作成が遅れているもの</p> <p>令和2年9月に開催された農業委員会に係る議事録が、監査日（10月30日）時点で作成されていない。議事録は委員会の事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならないものである。平成28年度においても、遅れている状況を指摘した。</p> <p>会議終了後は速やかに議事録を作成し、事務に支障がないよう努められたい。</p>	
措置状況	「措置済み」
<p>監査日（10月30日）時点で作成途中であった令和2年9月29日開催分の農業委員会総会の議事録については、指摘後に速やかに作成しました。</p> <p>議事録については、会議終了後の速やかに作成するように努めています。</p>	

<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px;"> << 生涯学習課 吾桑公民館 >> </div>	
結果区分	「指摘事項」
監 査 結 果	
<p>1. 備品台帳の内容に不備があるもの</p> <p>備品台帳の内容が平成10年度以降のものであり、冊子が台帳でなくバインダーになっていることから、本来の備品台帳は紛失あるいは不明になっているものと思われる。不足部分を拾得あるいは補完するよう。</p> <p>財産規則に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	
措置状況	「措置済み」
<p>備品台帳の不足部分については、台帳と備品の突合作業を行い、台帳に記載の無い物品について補完をおこないました、金額当の分からない物品についても、この際整理することとし、現在整理中です。</p> <p>なお、他の公民館についても、備品台帳の再確認について依頼をしました。</p>	

<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px;"> <<健康推進課>> </div>	
結果区分	「注意事項」
監査結果	
<p>1. 委託事業の入札において、契約手順が不十分なもの</p> <p style="padding-left: 20px;">入札依頼4社中3社が辞退し、残る1社の入札の結果は不落となり、他に契約できる会社がないため、その1社と随時契約したとのことだが、本来であれば予定価格を変更して再入札を行うべき。</p> <p style="padding-left: 20px;">委託契約書及び須崎市契約事務規則に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	
措置状況	「検討中」
<p>定期監査時にご説明いたしましたとおり、本事案は、入札、契約事務を平成31年4月5日に総務課に依頼し、令和元年5月14日に指名競争入札を実施したが、入札不調（入札者が1社となったため入札中止）となり、その後、事業の内容上、早期に実施することが必要なことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により、5月23日に入札時の予定価格により随意契約を行なったものでございます。</p> <p>委託事業は、国民健康保険の被保険者に係る特定健康審査等受診勧奨事業で、検診の実施開始（6月）に合わせて、受診勧奨ハガキや架電により受診を促すもので、年度開始直後から準備を進めてまいりました。</p> <p>なお、今回、注意を受けておりますので、こういう事案に対しての適切な対応を入札、契約担当課である総務課とともに検討してまいります。</p>	

<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px;"> <<環境保全課>> </div>	
結果区分	「注意事項」
監査結果	
<p>1. 委託事業の検査において、事後対応が不十分なもの</p> <p style="padding-left: 20px;">消防用設備等点検業務の点検結果に「不良」のものがあるが、まだ未対応のものがあるとのことなので、安全に関することであるため、早急に対応するよう。</p> <p style="padding-left: 20px;">適正な事務処理に改善されたい。</p>	
措置状況	「検討中」
<p>既決予算で可能なものについては措置済み。それ以外のものについては、次年度に改善を検討します。</p>	

《元気創造課》	
結果区分	「指摘事項」
監 査 結 果	
<p>1. 備品台帳の内容に不備があるもの</p> <p>令和2年度の備品台帳が、4月1日付け確認が全くされていない。 これは、新年度に入ってから財産確認がされていないことになる。</p> <p>財産規則に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	
措置状況	「措置済み」
<p>ご指摘に従い、是正済みです。</p>	